

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・
ファミリー・サポート・センター事業 利用者向け



令和8年度 幼児教育・保育の無償化のための申請案内 (子育てのための施設等利用給付認定)

幼児教育・保育の無償化のために必要となる、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きについてのご案内です。内容をよくご確認のうえ申請してください。

お問い合わせ先

仙台市幼児教育無償化事務センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎7階



022-214-8978

受付時間:月曜～金曜(土日祝日を除く)8:30～17:15

手続きの不備がある場合、直接お電話する場合があります。上記番号からおかけしますので、事前の電話帳登録をお願いいたします。

1 幼児教育・保育の無償化の概要

認可外保育施設等の利用料について、居住する市町村から施設等利用給付認定(新2号または新3号)を受けた場合に、3歳(満3歳になった後の最初の4月以降)から5歳(小学校就学前)までのお子さんについては月額37,000円まで、0歳から2歳(満3歳になった日から最初の3月31日)までの市町村民税非課税世帯等のお子さんについては月額42,000円まで無償となります。

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外です。(保護者の負担となります。)

※保育所、認定こども園、幼稚園(平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上または年間開所日数が200日以上)、企業主導型保育施設を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。

※利用料は、いったん保護者から施設へお支払いいただく必要があります。無償化額は、3か月ごとに保護者から仙台市へご請求いただいた後、仙台市から保護者の口座へお支払いします(償還払い)。

詳しい内容は仙台市ホームページに掲載しています。



2 施設等利用給付認定について

(1) 子育てのための施設等利用給付認定

無償化の対象となるためには、居住する市町村から「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

「施設等利用給付認定」は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには、新2号または新3号認定を受ける必要があります。

※この認定は、認可保育施設や新制度幼稚園等を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」とは別の認定です。(この申請案内では、「施設等利用給付認定」の認定区分を「新1号・新2号・新3号」と表記します。)

認定区分	要件	保育の 必要性	利用できる主な施設等
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の こども(新2号・新3号認定子どもを除く)	なし	・ 従来制度幼稚園 ・ 国立大学附属幼稚園
新2号認定	令和8年4月1日時点で3歳以上 の小学校就学前のこども	あり	・ 認定こども園・幼稚園の預かり保育 ※満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号 ・ 認可外保育施設、一時預かり事業、 病児保育事業、仙台すくすくサポート事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ※2歳児まで新3号、3歳児から新2号
新3号認定	令和8年4月1日時点で3歳未満 のこどもで、市町村民税非課 税世帯等 ^(注) に属するこども	あり	

(注) 4月から8月までは前年度分の、9月から翌3月までは当該年度分の市町村民税額を適用します。

生活保護法による被保護世帯、児童福祉法による里親、小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)が含まれます。

同居している祖父母等が課税されている場合は、市町村民税非課税世帯とならない場合があります。

※ お子さんと保護者が幼稚園の利用開始日時点において、仙台市に居住している方が申請できます。

(仙台市に住民票があることを原則とします。)

(2)保育の必要性の事由

新2号または新3号認定を申請するには、保護者(父母等それぞれ)が次のいずれかに該当する必要があります。

① 1か月に64時間以上就労している場合(自営業、内職等を含む)

※休憩時間を除いた時間となります。

※育児休業中の場合、幼稚園等の利用開始日の2か月後までに復職する場合のみ対象となります。

※無収入で就労と認められない場合は対象になりません(例:ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など)。

② 妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合

※認定期間は、出産予定日の8週前に応ずる日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。ただし、多胎児の場合は出産予定日の14週前に応ずる日から認定することができます。該当する場合はお申出ください。

③ 病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障がいを持っている場合

④ 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常に介護・看護している場合(1か月に64時間以上)

⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

⑥ 求職活動中である場合

※認定期間は認定開始日から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。

※就職した場合、就労証明書等の証明書類の提出により、保育の必要性の事由及び認定期間が変更されます。

⑦ 1か月に64時間以上就学している場合(学生、職業訓練などのうち通学を要するもの)

⑧ 育児休業取得時にすでに幼稚園等の預かり保育を利用しているお子さんがいて、同一施設での継続利用が必要である場合

※「就労」の事由で新2号・新3号認定を受けて幼稚園等の預かり保育等を利用し、下のお子さんの育児休業を取得する場合は、同一施設での預かり保育等の継続利用が必要である場合、原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで認定を継続できます(下のお子さんが1歳の誕生日時点で認可保育所等の利用待機となった場合、最大で6か月の延長(1歳6か月の誕生日時点でも利用待機となった場合はさらに最大6か月の再延長)が認められる場合があります。)

⑨ その他、上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合

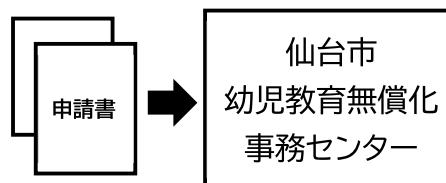
認定期間が満了した場合や、上記の事由に該当しなくなった場合は、預かり保育等の利用料が無償化の対象外となります。

引き続き無償化の対象となることを希望する場合は、新たに上記の事由に該当し、新2号認定または新3号認定を受ける必要があります。

3 新2号・新3号認定の申請手続きについて

認定申請書に必要事項を記入し、以下の書類を封入のうえ、仙台市幼児教育無償化事務センターまで提出してください。

令和8年4月1日からの利用が無償化の対象となるためには、令和8年1月28日(水)までに申請をしてください。認定希望日(利用開始(予定)日)が令和8年5月以降の場合、施設利用の1～2か月前を目安に申請願います。(日付を遡って新2号・新3号認定を申請することはできません。)認定希望日(利用開始(予定)日)が数か月先の場合、申請書類を一旦お返しさせていただくことがありますので、ご了承ください。なお、認定の審査には時間を要します。



提出書類

A 施設等利用給付認定申請書

+

B

+

C

※兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ申請書を記入し、提出書類を1つの封筒にまとめて入れて提出してください。

B マイナンバー関連書類(指定様式)

マイナンバー(個人番号)記入用紙 **B** に、下記の書類を添付して提出してください。

添付書類

申請者1名分の以下①②の確認書類が必要です。

①申請者の個人番号を確認できる書類の写し(3つのうち、いずれか1つ)

☐ 個人番号カード(顔写真入り)

※この書類を提出する場合は、②の「身元を確認できる書類」の提出は不要です。

☐ 個人番号の通知カード

※通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)が住民票に記載されている内容と一致している場合のみ。

☐ 個人番号が記載された住民票の写し

②申請者の身元を確認できる書類の写し(次のうち、いずれか)

☐ 顔写真付きの証明書1点

●個人番号カード(顔写真入り)●運転免許証●運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付)

●旅券●身体障害者手帳●精神障害者保健福祉手帳●療育手帳●在留カード

●特別永住者証明書●住民基本台帳カード等

☐ 顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、以下の証明書など 2 点

●健康保険証または資格確認書●児童扶養手当証書●特別児童扶養手当受給証明書●生活保護受給者証

●恩給証書●その他官公署からの発行書類で、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるもの

※兄弟姉妹が同時に申請する場合、「マイナンバー関連書類」は世帯で1部の提出で構いません。

※②の申請者の身元を確認できる書類の写しとして、健康保険証の写しを送付いただく際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号に係る部分に紙をあててコピーを取る、コピーを取った後に保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分塗りつぶす等のマスキング処理をしていただくようお願いします。

C 保育を必要とすることを証明する書類

添付書類

- * 父母等それぞれについて、保育の必要性の事由に応じ、下記の★の書類を提出してください。
- * ◆の書類は、マイナンバーを使用し、本市担当課や他自治体等へ情報照会を行いますので、添付不要です。
- * 母子健康手帳・療育手帳・介護保険被保険者証は仙台市に住民登録している方のみ情報照会可能です。
- * 認定希望日(利用開始日)から6か月以内の証明日(記入日)の書類が有効となります。

①	就労	●お勤めの方(就職内定者を含む)→ 指定様式C-1「就労証明書」★ ●自営業の方、内職している方→ 指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★及び次のいずれか ①開業している場合 ●直近3か月分の事業収入が確認できる帳簿、請求書、納品書、請負契約書等、事業の実態が客観的にわかる書類の写し ※開業から3か月以内の場合は個人事業の開業届や営業許可書(証)等の写し可。 ②開業予定の場合 ●店舗の賃貸借契約書、取引先との請負契約書等開業予定であることを証明する書類の写し ③専従者の場合は、上記①②に加え、専従者として従事していることの証明書類が必要です。 ●事業主の直近の確定申告書(第二表)・青色事業専従者給与に関する届出書の写し、事業主からの申立書等 ※上記①②の書類で専従者として従事していることが確認できる場合は不要。
②	出産	●母子健康手帳の写し◆
③	疾病・障がい	●診断書の原本またはその写し(保育を必要とすることの記載があるもの)★ ●身体障害者手帳の写し◆ 精神障害者保健福祉手帳の写し◆ 療育手帳の写し◆
④	介護等	指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★ 及び 次のいずれか ●診断書の原本またはその写し★ ●介護保険被保険者証の写し◆ ●身体障害者手帳の写し◆ 精神障害者保健福祉手帳の写し◆ 療育手帳の写し◆
⑤	災害復旧	り災証明書★ 及び 復旧に関する期間等を記載したもの★
⑥	求職活動	指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★
⑦	就学	指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★ 及び 在学証明書等★
⑧	育児休業中	指定様式C-1「就労証明書」★ ※育児休業期間等が記載されたもの
⑨	その他	状況が確認できる書類★ 及び 保育が必要な理由等が記載されたもの★

特記事項

- 兄弟姉妹で同時に申請する場合、保育の必要性を証明する書類は世帯で1部の提出で構いません。
- 単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、提出書類は父母等それぞれについて必要です。
- 特に記載のない場合は原本提出となります。認可保育施設等の利用申込を同時期に行う場合は、本申請は、コピーでも可とします。
- 指定様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

4 その他

(1)申請時と状況が変わった場合

申請後(認定後)に利用施設や居住地、世帯の状況、保育の必要性の事由(新2号・新3号)等に変更があった場合は、変更手続きが必要です。認定要件に該当しなくなった場合は、認定を取り消されることがあります。

(2)現況確認について

新2号・新3号認定を受けた方の保育の必要性が継続していることを確認するため、年1回、現況届及び保育を必要とすることを証明する書類を提出いただきます。手続きについては、実施時期に対象者へご案内します。

注意事項

- ①「施設等利用給付認定申請書」は、記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。
- ②必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要書類の提出が確認できない場合は、認定ができません。
- ③就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- ④施設等利用給付認定の審査にあたり、申請者や同居家族の住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
- ⑤新2号・新3号認定において、求職活動や出産、育児休業等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間(無償化の対象となる期間)が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、認定が取り消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1〜2か月前を目安に期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類を添付し、認定変更申請書を提出してください。(日付を遡って新2号・新3号認定を継続することはできません。)
- ⑥「施設等利用給付認定申請書」を提出された場合、申請書内の「申請にあたっての同意事項」に同意いただいたものとして取り扱います。
- ⑦申請内容に虚偽や保育を必要とする要件が確認できる書類等に改ざんが認められた場合、遡って認定を取り消し、既に受給した給付費については、返還していただく場合があります。